

裁決書

審査請求人

〇〇 〇〇

上記審査請求人が令和4年2月10日付けで提起した熊取町長による町立西保育所民営化移管先事業者の決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）及び町立西保育所の■■■■■■■■■■への移管手続に係る執行停止申立（以下「本件執行停止申立」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求及び本件執行停止申立を却下する。

第1 事案の概要

- 令和4年4月1日からの町立西保育所民営化のため、令和2年7月24日から募集要項を配布し、移管先事業者を募集（以下、「本件募集」という。）した。
- 令和2年10月20日、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会は、町立西保育所民営化移管先事業者に係る選定結果を熊取町長に報告した。
- 令和2年10月21日、熊取町長は、上記選考結果を踏まえ、町立西保育所民営化移管先事業者を■■■■■■■■■■に決定（以下、「本件決定」という。）し、応募事業者に対し選定結果を通知（以下、「本件通知」という。）した。
- 審査請求人は、令和4年2月10日、熊取町長に対し、本件決定の取り消しを求める審査請求をした。また、本件審査請求において、町立西保育所の■■■■■■■■■■への移管手続に係る執行停止を申し立てた。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張要旨

町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、公正、公平な審査が実施されていないため、本件決定の取消しを求めている。

第3 理由

1 本件決定の処分性について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）に不服

がある者は、法第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。そして、ここにいう「処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうもの」とされている（最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決）。

(2) そこで、本件決定についてみると、本件募集により町立西保育所の民営化移管先として適した事業者を選定しようとしたのであって、これらは法令の定めに基づいてされたものではなく、熊取町長が町立西保育所民営化移管先に適する事業者を選考するための手法として行ったものといえる。

(3) よって、本件通知は熊取町長が町立西保育所民営化移管先に適する事業者を選考した結果を通知するものであり、それ自体が直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものであるとはいえない。

(4) また、処分についての審査請求は、法第18条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内にしなければならないとされているが、本件審査請求は、審査請求期間を経過していることから、不適法な請求であるとも言える。

2 判断

1のとおり、本件決定を処分と解することはできず、審査請求期間も経過しているため、この取消しを審査請求において求めることは、不適法であると言わざるを得ない。

なお、本件執行停止申立についても、上記のとおり本件審査請求自体が不適法であるため、不適法であると言わざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求及び本件執行停止申立は、要件を欠き不適法であるから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年3月30日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、

裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。